

『文選』編纂の實態と編纂當初の『文選』評價

岡村 繁

今更、事あらためて持ち出す必要もない陳腐な問題提起のように受け取られるかも知れないが、そもそも昭明太子蕭統（五〇一—五三二）の『文選』三十卷の編纂は、南朝梁代前半期というあの時點で、いったいどのような文學的必要性に迫られ、どのような歴史の必然性を孕んで企劃されたものだったのであるうか。なるほど、この問題については、すでに周知のごとく當の昭明太子自身が、つとにその『文選』序の中で次のように明言してはいる。曰く、

余、監撫の餘閑、居りて暇日多く、文圃を歴觀し、辭林を泛覽するに、未だ嘗て心に遊び目に想ひ、晷ひかりを移すまで倦むを忘れずんばあらず。（然れども）姬漢以來、眇焉として悠邈、時は七代を更へ、數は千祀を逾えたれば、詞人才子は、則ち（その）名標囊に溢れ、飛文染翰は、則ち（その）卷帙に盈てり。（されば）其の蕪穢を略し、其の清英を集むるに非ざる自りは、蓋し功を兼ねんと欲するも、太半難し矣。

この序文によれば、昭明太子は、内政軍務の餘暇、のんびりと退屈な日々が多い生活なので、山をなす古今の詩文を片っ端から日影が移

るのも忘れて閲讀賞玩してきたが、いかんせん周漢以來、七代もの王朝が更迭し、千年をも越える歲月が経過したので、その間に歴代の詩宗文豪の人數も詩篇辭章の作品數も夥しく厯大化してしまい、今となつては、その「蕪穢」なる駄作を省き去り、その「清英」なる秀作だけを選び集めないかぎり、いかに多大な詩文閱覽の成果を期待しても、それは殆ど不可能に近いであろう、と言う。つまり昭明太子は、古來蓄積された厯大な詩文作品の山を眼前にしながらも、まだ當時、實際に詩文を閲讀賞玩したり、ひいては詩文を自分で創作したりするために有効な、いわば實用的詩文選集が世の中に現われていなかったので、必要に迫られて、「遠く周室より聖代（梁朝）に迄ぶまで」一千有餘年間の詩文の秀作を精選し、もつてこの『文選』三十卷を編纂したと言うわけである。

しかしながら、翻つて當時の梁朝宮廷における書籍の收藏状況を推察してみた場合、この昭明太子の言葉をそのまま顔面通りに鵜呑みにすることは、必ずしも妥當ではないように思われる。なぜならば、すでに當時ともなると、實は幾人かの先達によつて古今詩文の選集が一再ならず編纂されており、それらの選集の存在を昭明太子が知らなかったはずはないからである。すなわち、今試みに『隋書』經籍志（總

集) によつて、昭明太子から最も身近な時期に當たる宋齊以後數十年間に編纂された總集、およびその選集だけを抄出してみても、容易に次のような諸書の名を列擧することができる。

『集林』 一百八十一卷(宋臨川王劉義慶撰。梁。二百卷。)

『集林鈔』 十一卷

『集鈔』 十卷(參沈約撰。)

『集鈔』 四十卷(參丘遲撰。)

『集略』 二十卷

『文苑』 一百卷(南齊孔逵撰。)

『文苑鈔』 三十卷

これら諸書のうち、まず劉宋の臨川王劉義慶(四〇三—四四四)の編纂にかかる『集林』二百卷(梁本)は、當時としては前古未曾有の大總集であつて、『宋書』宗室(劉義慶)傳に、

(義慶)文學の士を招聚し、近遠より必ず至る。太尉の袁淑、文は當時に冠たり。義慶、江州に在りしとき、請ひて衛軍の諮議參軍と爲す。其餘、吳郡の陸展、東海の何長瑜・鮑照等、並びに「辭章の美」と爲し、引きて佐史・國臣と爲す。

とあることから推察すれば、この總集の編纂は、劉義慶という聰明清雅な貴公子のもと、袁淑(四〇八—四五三)をはじめ陸展・何長瑜・鮑照(四〇五—四六六)等、當時有數の辭采豔麗な側近文人たちの協力によつて完成した、中國文學史上劃期的な編纂事業であつたと見てよいであらう。

そして、なかんずく袁淑(陽源)の「効曹子建樂府白馬篇」一首・「効古」一首、および鮑照(明遠)の「蕪城賦」「舞鶴賦」以下詩賦二十首が、やがて相並んで數十年後に『文選』に採録されている事實

や、また何長瑜にしても、

(謝)靈運、既に東還するや、族弟の惠運・東海の何長瑜・潁川の荀雍・泰山の羊璿之と、文章を以て賞會し、共に山澤の遊びを爲す。時人之れを「四友」と謂ふ。(『宋書』謝靈運傳)

と言われるように、會稽東歸後の謝靈運と並々ならぬ親交を結んでいた事實等から類推すれば、この『集林』二百卷という總集は、すでに「辭采」「文華」を主眼とする『文選』の編纂目的と全く軌を一にする、いわば『文選』の先驅的詩文集であつた可能性が極めて濃厚である。

さて、このように二百卷もの龐大な詩文の總集が宋の劉義慶という權威ある筋から出現すると、當時の南朝文壇では、それ以前の魏晉文壇における緩慢な反應とは相當に異なり、ただちに方々から鋭敏な反響が湧き起こつてきて、おのがじしこの『集林』收載の龐大な詩文中から更に秀逸な作品を抜粹抄録した選集が、一再ならず編纂されるやうになつてきた。前述の某氏編『集林抄』十一卷は正にその先蹤をなすものであつたであらうし、またこれにつづく梁の沈約(四四一—五一三)編『集鈔』十卷、丘遲(四六四—五〇八)編『集鈔』四十卷、某氏編『集略』二十卷等も、隋志の配列の仕方から見ても、やはり『集林』に依據する同類の選集であつたと推定してよいであらう。

そして、これら選集の編纂者のうち、『集林鈔』『集略』を編した二人の無名氏についてはともかく、『集鈔』十卷を編した沈約は、宋齊梁三朝に歴仕した當時政界の第一人者であつたと共に、聲韻宮商の美を強調した南齊の永明文學の卓越した繼承者であり、とりわけ梁朝初期の宮廷文壇においては、その鬱然たる最高の理論的指導者であつて、『文選』には、かの有名な「宋書謝靈運傳論」をはじめ代表的詩

文十七篇が採録されている。また同じく『集鈔』四十巻を編した丘遲にしても、つとに四十五歳で没世したとはいえ、梁朝初期における有数の宮廷文人であつて、これまた『文選』には「侍宴樂遊苑送張徐州應詔詩」「且發漁浦潭」「與陳伯之書」の詩文三篇が収載されている。してみれば、少なくともこの兩巨匠がそれぞれ手抄編纂した『集鈔』十卷・『集鈔』四十巻は、その巻數にこそ多寡の差はあるものの、いずれも當時の宮廷文壇にその名を馳せた文豪の手に成つたものだけに、決して人々が看過することのできない卓見の選集であつたこと、恐らく疑問の餘地はないであらう。そしてこの兩書は、やがて『文選』が編纂される際にも、その最も身近な信頼すべき先蹤的選集として重視されたに違いない。

一方、さきにあげた劉宋の臨川王劉義慶編『集林』二百巻と一應對時する當時の詩文の總集は、南齊の孔道の編纂にかかる『文苑』一百巻である。この孔道の事蹟については、『南齊書』にその傳記は見えず、ただ『南史』文學傳にその丘巨源傳の附傳として、わずかに、

道（會稽の人、抗直にして才藻有り。「東都賦」を製して、時に才士之れを稱す。陳郡の謝朓、年少の時、會稽に遊びて還る。父の莊、問ふ「東に入りて何にか見えたる。孔道に見えしや不や」と。重んぜらるること此の如し。『三吳決錄』を著はすも傳はらず。衛軍武陵王（肅曄）の東曹掾に終る。

とあるだけであつて詳しいことはわからないし、また彼の著書や作品も全く残存していない。従つて、この『文苑』一百巻が、いったいどのような形態を具え、どれほどの出来映えであつたのか、その面貌は殆ど窺い知る由もない。

とはいえ、参考までに右の『南史』の文中に見える孔道と關係深い

人物について言及すれば、孔道の知己であつた陳郡の謝莊（四二一—四六〇）は、孔道と同様、なかなか「抗直」な性行の人であり、また孔道が仕えた武陵王蕭曄（四六七—四九四）も「剛穎備出」、かの永明文壇の中心であつた竟陵王蕭子良（四六〇—四九四）に必ずしも好意を持たず、竟陵の文壇が理想とした謝靈運體の「近世」詩風に對して、むしろ西晋の潘岳・陸機を宗尚したらしい、いわば古典派に屬する皇族であつたように見受けられる。もしそうであつたとした場合、かかる關係人物の性行から推察すれば、この『文苑』という一百巻にも上る大部な總集が、前代の劉義慶の『集林』二百巻の完成後さほどに歲月を隔てない時期に、あらためて孔道の手によつて編纂されていふという事實は、この總集が、孔道にとつて並々な野心企畫であり、挑戰的事業であつたことを物語るものではなかつたか。

そして、この孔道の總集『文苑』についても、かの劉義慶の總集『集林』の場合と同様に、その編纂後、わずか一種だけに止まつたとはいえ、とにかく某氏によつて抄録された『文苑鈔』三十巻が、やはりこれに引きつづいて編纂されていること、すでに上文で指摘したごとくである。

以上に述べたように、宋齊以後になると、詩文の創作や鑑賞に知識人たちの興味と關心が急激に高まつてきたためか、ただに古今詩文の大部な總集が一再ならず編纂されたのではなく、かかる總集が世に公にされるたびに、その中の秀作佳篇を抜粋整理した選集が編まれることを常としたようである。そして、こうした當時の選集編纂の風潮は、前述の『集林』『文苑』のような詩文全般にわたる綜合的文集の場合だけに止まらず、文體別、目的別の總集に對しても、やはり共通していたものようであつて、『隋書』經籍志によれば、例えば「婦

人集』二十卷（梁有『婦人集』三十卷、殷淳撰。又有『婦人集』十一卷。亡。があれば、つづいて『婦人集鈔』二巻も見え、『賦集』九十二巻（謝靈運撰）が出れば、つづいて『賦集鈔』一巻も現われ、『詩集』五十巻（謝靈運撰）が出れば、つづいて『詩集鈔』十巻（謝靈運撰）も編まれるといった調子である。もって當時の文壇における選集編纂の盛況を窺うに足るであらう。

*

のみならず、これら宋齊以後に編纂された總集や選集は、いずれもすでに『文選』の編集形態と同様に、細かく文體を分別し、そうした細かな文體區分に従って詩文作品を適宜配列していたものと推定される。ちなみに、魏晉六朝時代を通じて、この間に次々と編纂された大小さまざまな總集・選集は、かの西晉の摯虞（？—三二一）が始めて『文章流別集』三十巻を公にして以來、時代による文體分類の精粗はともかく、傳統的に文體別の編排に従うことを原則とし、作者別の編制にはなっていないようである。この事について、『隋書』經籍志（總集）序に、

「總集」なる者は、建安の後、辭賦轉また繁く、衆家の集、日に以て滋廣せしを以て、晋代の摯虞、覽る者の勞倦を苦む。是に於て孔翠を採擷し、繁蕪を芟剪し、詩・賦より下、各、條貫を爲し、合して之れを編み、謂ひて『流別』と爲す。是の後、文集・總鈔、作者軌を繼ぎ、屬辭の士、以て「軍輿」と爲して、則を焉に取れり。

と云うのは、そうした歴代の文集・總集・選集の編纂原則を端的に論述した至言である。

かくて宋齊時代に至るまでに、文體の種類が時に随い日を逐うて増

加し細分化していったこと、今更『文選』序に所謂「衆制鋒起し、源流問いいで出づ」という指摘を待つまでもないであらうが、今論述の便宜上、當面の宋齊以後における總集・選集に考察の對象をしばった場合、南齊の孔道の『文苑』一百巻（前述）について、南宋末の王應麟（一二三二—一二九六）編『玉海』卷五十四（藝文類、總集文章）には、『中興書目』の文を引いて次のごとく言う。

孔道、漢以後の諸儒の文章を集む。今、十九巻を存す。賦・頌・騷・銘・誄・弔・典・書・表・論、凡そ十屬。目錄に、書寫・校正の官吏の姓名有り。「龍朔二年」（唐、高宗の年號。六六〇）或は「大中十年」（唐、宣宗の年號。八五六）と題す。蓋し唐の秘書の所藏本ならん。

この文によれば、南宋官庫に残存していた『文苑』の十九巻は、元來の完本に比ぶれば僅かその五分の一にも満たない零本であったといえ、それでも「賦」「頌」「騷」「銘」以下、合計十種類もの文體がこれに含まれていたと言う。果たして然らば、この『文苑』零本の文體編制から推察して、遅くとも南齊時代には、すでに『文選』の文體分類に優るとも劣らないほどに、細かく分類された總集が出現していたこと、ほぼ間違いないところである。そして、當然のことながら、この『文苑』に依據して編纂された選集『文苑鈔』三十巻も、やはり同様にその細密な文體分類を踏襲していたであらうこと、これまた疑問をさしはさむ餘地はない。

ここで参考までに、齊梁時代、『文選』に先立って撰述された詩文評論の編著について、その文體分類の實態を通覽してみると、まず南齊末年に著わされた劉勰（四六六—五一〇）の『文心雕龍』では、周漢以來の詩賦散文を分類して、「詩」「樂府」「賦」「頌」「讚」「祝」

「盟」以下、都合三十三種に大別し、さらにその中の「雜文」については「對問」「七」「連珠」を中心に十餘種の細目を列挙し、且つ「書」「記」兩文體をも二十數種の細目に分類している。また梁の任昉（四六〇—五〇八）の『文章緣起』（原名『文章始』）に至っては、その自序に、

六經、素より歌・詩・書・誄・銘の類有り、……此れ等、秦漢より以來、聖君賢士、沿著して文章の名の始めと爲せり。故に暇に因りて之れを録す。凡そ八十四題。聊か以て好事者の目を新たにすと云爾。

と言うように、相當マニアじみた分類に墮してはいるが、秦漢以來の詩文を分類して「詩」「賦」「離騷」より「遺」「圖」「勢」「約」まで實に八十四種にも上る多數の文體に細分するまでになっている。

思うに、齊梁時代の文學評論に見られるこのような極端な文體分析は、劉宋以來の「近世」文學界における文體への強い關心がもたらした歸結であつたのではないか。かの劉宋の范曄（三九八—四四五）撰『後漢書』列傳に至つて、例えば、

著はす所、賦・頌・碑・誄・書・記・表・奏・七言・琴歌・對策・遺令、凡そ二十一篇。（馬融傳）

著はす所、詩・賦・碑・誄・銘・讀・連珠・箴・甲・論議・『獨斷』『勸學』『釋誨』『敘樂』『女訓』『篆執』・祝文・章・表・書・記、凡そ百四篇、世に傳はる。（蔡邕傳）

のごとく、從來の史書には見られなかつた詳細な文體紹介が目につくのは、そのことを示唆する一事象である。してみれば、前述の孔道の『文苑』があのように細密な文體分類を行なっているのも、蓋し當然のことであつて、ただ彼は當時の常識的文體觀に従つてこの總集を編

『文選』編纂の實態と編纂當初の『文選』評價

んだままでのことであつたと思われし、かの劉宋の劉義慶の『集林』にしても、恐らく事情は大同小異であつたものと推定される。

*

これを要するに、兩漢魏晉六百年を経てこの宋齊以後の南朝後半期ともなると、古來の詩文を博搜網羅した大々的な總集ばかりか、そうした總集の中から更に佳品秀作を選りすぐつた選集までが少なからず編纂されるに至つていた。のみならず、かかる當時の選集の中には、とりわけ沈約の『集鈔』十卷や丘遲の『集鈔』四十卷など、齊梁文壇の名だたる詩宗文豪の手によつて編纂された珠玉の選集まで備わつていた。そして一方、これら總集・選集の編纂上、その骨組みとなる文體への認識も、宋齊以後、その分析の精緻なること殆ど發展の極點にまで到達してゐた感があり、この精細な文體分析の成果は、必然的に當時の總集・選集の編纂に随時色濃く反映されてははずである。

こうした宋齊以後の充溢した文學情況を言い換えれば、すでに梁朝初期には、周漢以來の名詩名文を選りすぐつた選集は、作品選擇の面でも文體分類の面でも、まさしく當時の最高水準を行くものが一應出揃つていたと言えるのではないか。たとすれば、なぜ昭明太子は、わざわざあの時點で、事新しく「姬漢より以來」の詩文の「清英」を選りすぐり、『文選』という別途な古今詩文の選集を編纂しなければならなかつたのか。その動機は、なにか。これ、本論文が解明しようとする疑問の第一である。

二

さらに『文選』には疑問がある。たしかに昭明太子の『文選』三十卷は、やがて唐代初期に至つて「文選學」という獨立した學問が成立

するほどに、歴代の文人や學者から頗る重視された不磨の一大選集ではある。しかし、それにもかかわらず、奇妙なことに、さほど昭明太子から歲月を隔てない六朝末期前後に撰述された史書や隨筆は、この『文選』の編纂に對して著しく冷淡であつたように見受けられる。

すなわち、まず『梁書』昭明太子傳の末尾には、太子の編著を列記して次のごとく言う。

著はず所、『文集』二十卷。又、古今の典誥文言を撰びて『正序』十卷を爲し、五言詩の善き者を（撰びて）『文章英華』二十卷を爲す。『文選』三十卷。

この文、『南史』梁武帝諸子（昭明太子）傳もこれをそのまま踏襲して、ただ『文章英華』を『英華集』に作る以外、兩者の間に全く表現上の異同はない。

ところで今、この昭明太子傳の編著記録を見た場合、まず最初に太子自身の詩文集である『文集』二十卷をあげていることは、かかる傳記の記述の常例であつて全く問題はないが、疑問を生ずるのは「又」字以下の記述の仕方にある。すなわち、『梁書』『南史』本傳は、古今の典誥文言を選録した『正序』十卷と、五言詩の秀作を選録した『文章英華』二十卷とに對しては、意識的にその内容を具體化して説明紹介しているにもかかわらず、一方、本質的にはこの兩書と同様な選集であり、しかも後世になるとこの兩書を遙かに越える高い評價をかちえた『文選』三十卷に對しては、一言隻句の説明すら施さず、あたかも後人の追記かと見紛いかねないような、そつけない書きぶりで、ただ申しわけ程度に書名と卷數だけを附記しているに過ぎない。これはいったいどうしたことなのであろうか。

また、北齊の顏之推（五三—一五九）が著わした『顏氏家訓』文章

篇には、前述した昭明太子の『文章英華』に言及して次のごとく言う。

何遜の詩は、實に清巧にして形似の言多しと爲す。（しかし）揚都（建康）の論者は、其の毎に苦辛に病み、貧寒の氣に饒ちて、劉孝綽の雍容たるに及ばざるを恨むなり。然りと雖も、劉（孝綽）は甚だ之れを忌み、平生何（遜）の詩を誦して、常に云ふ。

蓮車響北闕（何遜の詩句の）「蓮車、北闕に響く」は、

愷愷不道車（愷愷（ガラガラ）として不道の車なり）。

又劉孝綽は『詩苑』を撰して、止だ何（遜）の兩篇を取るのみ。時人、其の廣からざるを譏る。

この文に所謂『詩苑』は、昭明太子の「答湘東王求『文集』及『詩苑英華』書」に所謂『詩苑英華』ならびに『隋書』經籍志（總集）所載の昭明太子撰『古今詩苑英華』十九卷（兩唐志は、いずれも「二十卷」に作る）と同一の書であり、また恐らくは前述の『梁書』昭明太子傳に見える五言詩の選集『文章英華』二十卷とも同一の書であつたと推定されること、すでに清の姚振宗『隋書經籍志考證』卷四十（集部三、總集類）、及び清水凱夫『『文選』撰者考』に指摘するところのごとくである。

だとすれば、ただ『顏氏家訓』のこの文にだけ單純に従うかぎり、昭明太子の『文章英華』二十卷は、かの昭明太子『文集』が劉孝綽（四八一—五三九）一人の手に委ねて編纂された場合と全く同様に、その劉孝綽が昭明太子の名のもとに單獨でこれを選録したものであつた、ということになる。その眞偽のほどは下文の考證にゆずるとして、とにかく『顏氏家訓』のこの挿話を當面の問題に即して考察するならば、少なくとも顏之推ら六朝末期の「時人」たちの間では、一般

的に昭明太子の『文章英華』の編纂者を劉孝綽に指定していたこと、
まずは確實である。

では、そうした場合、顔之推自身はもちろん當時の「時人」たちは、
この『文章英華』よりも更に情容赦なく、何遜の詩篇を全く一首だも
採録しなかった『文選』に對して、なぜ一言半句の言及すらもしな
ったのであろうか。そして、もし劉孝綽が、かの空海（七七四—八三五）
の『文鏡秘府論』南卷（集論）に、

或ひと曰く、晚代、文を銓する者多し矣。梁の昭明太子蕭統、劉
孝綽等と『文選』を撰集するに至っては、自ら謂ふ「天地に畢ま
り、諸を日月に懸く」と。然れども取捨に於て、舛謬無きに非
ず。

と言うように、『文選』撰集の代表的當事者として一般に知悉されて
いたとすれば、なおさら不可解なことである。

なお、ここで私の所論を補強しておくために、ぜひとも言及してお
かねばならないことがある。それは、問題の何遜の卒年である。この
何遜の卒年と『文選』の編纂時期との前後關係については、かなり古
い時代から、

（唐の）竇常（七四九—八二五）謂ふ、（蕭）統『文選』を著はせし
とき、何遜は世に在るを以て、其の文を録せず。（宋）晁公武『郡
齋讀書志』卷二〇引）

といった誤解があり、そうした誤解が現在もなお繼承されている恐れ
があるからである。今、これを推定する基本資料をあげれば、『梁書
に次のごとき二つの記事がある。

何遜、……天監中、……仁威廬陵王の記室に除せられ、復た江州
に隨府し、未だ幾ばくならずして卒す。（文學傳上）

『文選』編纂の實態と編纂當初の『文選』評價

廬陵威王（蕭）續、字は世訢。高祖（武帝）の第五子なり。天監
八年、廬陵郡王、邑二千戸に封ぜらる。……十六年、都督江州諸
軍事・雲麾將軍・江州刺史と爲る。普通元年、徵されて宣毅將軍
と爲り、石頭戍軍事を領す。（高祖三王傳）

この二文を併せ考えれば、すでに清水凱夫が的確に考證結果を出した
ように、何遜の卒年は、明らかに天監十六、七年（五一七・五一八）の
交であつて、『文選』編纂時期の普通七年（五二六）以降よりかなり
早かつたことになる。従つて、何遜は、充分に『文選』に採録される
資格を持っていたわけである。

してみれば、なぜ『顔氏家訓』において、ただ『文章英華』だけが
「時人」の批判の俎上にのぼつて、『文選』が無視されたのか。これ
はいったいどのように理解したらよいのであるうか。

このほかに、六朝末期前後の『文選』に對する價值觀をめぐると同
様な疑惑事例は、あるいは尙お捜し出すことができるかも知れない
が、少なくとも現在までに私が強く疑問を懷いた記事は、以上にあげ
た『梁書』昭明太子傳と『顔氏家訓』文章篇との二例である。そこ
で、とにかくこの二つの事例によつて見るかぎり、昭明太子からさほ
ど時期が隔つていなかった六朝末期前後の頃、當時の知識人たちの筆
録には、後世の人々が『文選』に對して持った、ある種の偶像的價值
觀とはかなり懸隔のありそうな、看過しがたい不可解な態度が窺われ
る。そして、これを更に端的に言えば、『梁書』『顔氏家訓』の兩者に
共通して見られる基本的態度は、要するに『文選』に對する當時の知
識人の意外なほどの輕視である。この『文選』輕視のまなざしは、い
つたどこから生まれてきたものなのか。これ、本論文が解明したい
疑問の第一である。

三

以上、いわば本論文の序説に相當する部分がかかなり長くなつてしまつたが、これは今後の論述上、まず『文選』編纂以前における總集・選集の出現状況と、『文選』編纂以後における六朝末期前後の反應状況を冷靜に見直しておく必要があつたからである。その結果によれば、もともと『文選』は、必ずしも當時文壇の切實な渴望に應えて編纂されたものでもなく、その編纂後の社會的評價もさほど高いものではなかつたように見受けられる。では、なぜ『文選』は、この時點で敢えて編纂されたのか。また『文選』は、なぜこんなにも當時の人々から輕視されがちであつたのか。思うに、その理由は、煎じ詰めたところ、一にかかつて『文選』の編纂過程の中にこそ秘められていたのではないかと推察される。それで以下、最近のすぐれた諸論考に助けられつつ私なりに『文選』編纂の實態を探り當ててみようと思う。

そもそも『文選』三十卷の編纂は、從來のおおむねの學説に従えば、昭明太子の采配のもと、彭城の劉孝綽（四八一—五三九）をはじめ、琅邪の王筠（四八一—五四九）、吳郡の陸倕（四七〇—五二六）、彭城の到洽（四七七—五二七）、陳郡の殷芸（四七一—五二九）等、當時東宮にあつた天下有數の詩宗文豪たちがこれに参加して、始めて成つたものだと云われている。なぜならば、『梁書』劉孝綽傳に、

劉孝綽、字は孝綽。彭城の人。……太府卿・太子僕に遷り、復た東宮の管記を掌る。時に昭明太子、士を好み文を愛す。孝綽、陳郡の殷芸・吳郡の陸倕・琅邪の王筠・彭城の到洽等と、共に賓禮せらる。

とあるからであり、また同書の王筠傳にも、やはり同様の事を記し

て、

王筠、字は元禮、一字は德柔。琅邪臨沂の人。……太子洗馬・（太子）中舍人に累遷し、並びに東宮の管記を掌る。昭明太子、文學の士を愛し、常に筠及び劉孝綽・陸倕・到洽・殷芸等と、玄圃に遊宴す。

と言っているからである。

たしかに昭明太子は、心底から文學を愛好した品性豊かな貴公子であつた。太子のこの深い文學愛好ぶりは、かつて南齊の永明年間（四八三—四九三）、竟陵王蕭子良（四六〇—四九四）の宮廷文壇で「竟陵八友」の一人に數えられた父の武帝蕭衍（四六四—五四九）の血統を引いたためなのであろうか、とにかく弟の簡文帝蕭綱（五〇三—五五一）・元帝蕭繹（五〇八—五五四）と相並んで、梁代宮廷文壇を盛況に導く大きな原動力となつていた。そして太子は、そうしたみずからの限りない文學愛好の日常生活について、その「答湘東王（蕭繹）求『文集』及『詩苑英華』書」の中で、熱っぽく次のように報じている。

吾れ、少きより斯の文を好みて、茲に迄るまで倦むこと無し。經を談するの暇、務めを斷ずるの餘、龍樓に陟りて靜拱し、鶴關を掩ひて高臥す。其の飽食終日なる與りは、寧ろ思ひを文林に遊ばしめん。

或は日、春陽なるに因りて、其の物は韶麗なり、樹花發き、鶯鳴和し、春泉生じ、暄風至り、嘉月に陶ひて嬉遊し、芳草を藉きて眺闕す。或は朱炎（太陽）謝するを受け、白藏（秋）時に紀ひ、玉露夕べに流れ、金風多に扇ぎ、秋山の心を悟り、高きに登りて遠く託す。或は夏條結ぶ可くんば、於邑に倦きて詞を屬り、冬雲千里なれば、紛罪を覩て詠を興す。密親離るれば、則ち手を心の使

ひと爲し、昆弟晏らかなれば、則ち墨は以て親しみの露とす。陽春の花鳥、爽秋の山野、炎夏の綠蔭、冬空に舞う細雪。四季折々に移りゆく自然の風物を賞玩し、いとしい肉親に思いを馳せつつ、ひたすら詩作に没入する太子の胸臆は、正に幸福そのもののように見える。

そして、昭明太子のこの書翰は、更に右の心暖まる述懐につづいて、あたかも昔、魏の太子曹丕（一八六—二二六）が近習の辭人才士と行樂を共にした「南皮の遊び」を彷彿せしめるかのごとく、昭明太子自身が側臣の詩宗文豪たちと共に「玄圃に遊宴し」、山水を逍遙し、夜を日に繼いで談論賦詠に熱中した、樂しくも有意義だった往時を回想して次のごとく言う。

又、賢を愛するの情、時を與ひて篤く、駿を市ふに同じからんことを冀ひ、龍を長るるに匪ざるを庶ふ。子晋（周の靈王の太子、仙人王子喬）に如かざるも、事は洛濱の遊びに似、多に子桓（魏の太子、曹丕）に愧づるも、興は漳川の賞に同じ。舟を玄圃に漾べては、必ず應・阮の儔を集め、輪を博望に徐かせても、亦た龍・淵の侶を招く。仁義を校覈し、山川を源本し、旨酒は罍に盈ち、嘉肴は俎に溢る。曜靈既に隠るれば、之れに繼ぐに朗月を以てし、高春既に夕なれば、之れに申ぬるに清夜を以てす。並びに連篇を命じ、茲に在りて彌々博し。

この一節に所謂「應・阮の儔」「龍・淵の侶」とは、明らかに昭明太子と共に「玄圃に遊宴」した「文學の士」——劉孝綽・王筠・陸倕・劉洽・殷芸等（前述『梁書』王筠傳）を喩えた表現である。

それでは、これら當時有数の「文學の士」たちが、あたかも往昔の建安時代、魏の太子曹丕を守り立てた宮廷詩人たちのように、しばし

『文選』編纂の實態と編纂當初の『文選』評價

ば打ち連れて昭明太子に陪従し、かかる楽しい賦詠遊宴の日々を過ごしたのは、究竟いつごろの事に屬するのであるうか。この問題は、意外にも従来、さほど深くは尋究されないうまままで『文選』編纂の論議が進められてきた傾向があるけれども、實は『文選』編纂の當事者とその編纂期間を推定する上で、決して避けては通れない基本的問題の一つである。

ところで、この昭明太子を中心とする「玄圃」の賦詠遊宴の時期を推定しようとする場合、ほとんど唯一の信頼すべき考據文獻は『梁書』であり、とりわけ劉孝綽・王筠以下「文學の士」たちの傳記が、その解決に有効である。今、考察の便宜上、まず『梁書』王筠傳の一節を取り上げ、これを事項別に連記すれば以下のごとくである。

1 中軍臨川王（蕭宏）の行參軍に起家し、太子舍人に遷り、尙書殿中郎に除せらる。……

2 太子洗馬（太子）中舍人に累遷し、並びに東宮の管記を掌る。

昭明太子、文學の士を愛し、常に（王）筠及び劉孝綽・陸倕・劉洽・殷芸等と、玄圃に遊宴す。太子、獨り（王）筠の袖を執り、孝綽の肩を撫ち、而して言ひて曰く「所謂、左に浮丘の袖を把り、右に洪崖の肩を拍つ」と。其の重んぜ見ること此の如し。筠、又殷芸と方雅を以て禮せ見る焉。

3 出だされて丹陽尹の丞・北中郎の諮議參軍と爲る。

4 中書郎に遷る。

敕を奉じて「開善寺寶誌大師碑文」を製し、詞甚だ麗逸なり。又、敕もて「中書表奏」三十卷を撰し、及び上る所の賦・頌、都べて一集と爲す。

5 俄かに寧遠湘東王（蕭繹）の長史を兼ね、府・國・郡の事を行す。

6 太子家令に除せられ、復た管記を掌る。

7 普通元年(五二〇)、母憂を以て職を去る。筠、孝性有りて、毀瘠すること禮に過ぎ、服闋の後も、疾廢之れを久しくす。

8 六年(五二五)、尙書吏部郎に除せらる。

9 太子中庶子に遷り、羽林監を領す。又改めて歩兵を領す。

10 中大通二年(五三〇)、司徒左長史に遷る。

11 三年(五三二)、昭明太子薨す。敕もて哀策文を爲り、復た嗟賞せ見る。

右にあげた『梁書』王筠傳の一連の文に素直に従えば、王筠が昭明太子に陪從して劉孝綽・陸倕・到洽・殷芸等と共に「玄圃」に遊宴していた時期は、彼が太子洗馬(六班)ないし太子中舍人(八班)に在職中のことであつたようであり、且つその時期は、彼が武帝の敕を奉じて「開善寺寶誌大師碑文」を製した時點より幾分か以前の事に屬すると見てよい。ちなみに、この寶誌(保誌)大師の入寂は、梁の慧皎『高僧傳』卷十(釋保誌傳)によれば、武帝の天監十三年(五一四)、時に年九十七であつたと言ふ。

もっとも、王筠が實際にこの「寶誌大師碑文」を撰答した時期は、必ずしも大師入寂の天監十三年とは限らない。碑文の作製は、當の人物の死後、若干の歳月を経た時期であるのが普通だからである。しかし、その事を充分考慮に入れたとしても、王筠がこの「碑文」を撰答した時期、ならびにそれ以前の劉孝綽・王筠等の「玄圃」遊宴の時期は、いづれもその最下限を普通元年(五二〇)以降にまで引き下げることは全く不可能である。なぜならば、その普通元年には、王筠は「母の憂を以て職を去り」、服喪(梁代は二十七月か月)後も久しく郷里で疾廢に苦しみ、再び彼が官界に復歸できたのは、ようやく普通六年(五

二五)になつてからのことに屬するからである。

これを要するに、昭明太子をめぐる劉孝綽・王筠等の「玄圃」遊宴時期は、右の王筠傳の記事に餘程恣意的作爲的な推測意見を加えないかぎり、どれだけ大幅に見積つても、せいぜい普通元年の前年に當たる天監十八年(五一九)までがその最下限であつたことになる。時に昭明太子は、未だ二十歳に満たない青年貴公子であつた。そして、この時期を更に具體化して言へば、最大限、天監十四年(五一五)正月朔旦、武帝が臨軒、太極殿において當時十五歳の太子に加冠した時(『梁書』昭明太子傳)以後、天監十八年までの數年間であつたと斷定してよい。また、上述のように『梁書』王筠傳の文を読み取つた場合、同じく『梁書』劉孝綽傳に見える次の一連の關聯記事も、その敘述順序が正に史實に照應したものであつたことが始めて素直に首肯できる。すなわち、その文に言ふ。

1 起(起家)して安西記室と爲り、安西驃騎諮議參軍に累遷し、敕もて司徒右長史の事を權知す。

2 太府卿・太子僕に遷り、復た東宮の管記を掌る。

時に昭明太子、士を好み文を愛し、孝綽は、陳郡の殷芸・吳郡の陸倕・琅邪の王筠・彭城の到洽等と、共に寶禮^ミせ見る。

太子、樂賢堂を起こし、乃ち畫工をして先づ孝綽を爲^ミに圖せしむ。

太子、文章繁富なれば、羣才咸く撰錄せんと欲す。太子、獨り孝綽をして集めて之れに序せしむ。

3 員外散騎常侍・兼廷尉卿に遷り、之れを頃くして眞に即く。

右にあげた一連の傳文中、この際特に重要な個所は、劉孝綽が太子僕(十班)の職に在つた時期の事を記した二番目の文である。劉孝綽

が太子僕として昭明太子に陪侍した期間は、恐らく十年前後の長期にわたったであろうが、この二番目の文には、その間、劉孝綽に對する太子の寵愛ぶりを示した事例が三項列記されている。以下この三項の並べ方について考察を加えてみることにしよう。

この太子についての記事三項のうち、最後に見える太子の詩文集が編纂された時期は、編纂者の劉孝綽自身が撰した『昭明太子集』序によれば、明らかに「我が大梁の二十一載」、すなわち武帝即位後二十一年目に當たる普通三年（五二二）である。一方、この時、すでに王筠は、前述のごとく普通元年より母憂のために退職服喪中であつて、とても劉孝綽等「文學の士」たちと共に太子の側近く陪侍できるような状態ではなかつたし、また到治も王筠と同様「母憂にて職を去り」、東宮文壇の陣列から離脱してははずである（『梁書』到治傳）。

だとすれば、この『梁書』劉孝綽傳に列記された太子關係の記事三項もまた、前述の王筠傳の場合と全く同様に、やはり注意深く時代順に並べられていたのではないか。

すなわち、この三項を當時の東宮文壇の状況推移に即して言えば、まず天監末期の數年間、太子の幕下には劉孝綽・王筠・陸倕・到治・殷芸等、當時の錚々たる詩宗文豪たちが數多く集められて、しばし東宮文壇は百花繚亂の盛況を呈し、たびたび「玄圃」での楽しい談論賦詠の遊宴までも催されるほどであつた。しかし、この天監末期につづく普通年間に入ると、圖らずも太子の周邊は、王筠・到治が相繼いで母憂のために職を去るなど、急速にその精彩を失いゆく状況に立ち至つた。そして、それだけに尙更、かつて王筠と共に東宮文壇の雙璧として若い太子から最も重んぜられた劉孝綽が、かかる東宮文壇の弱體化と反比例するかのごとく、當時の東宮文壇を支える唯一の巨匠とし

て太子から一層重視され信頼されることとなり、かくて太子は、あるいは新築成つた樂賢堂にまず第一に孝綽の畫像を描かせたり、あるいは孝綽ただ一人を選んで自分の詩文集の編纂を全面委任したばかりか、その序文までも作らせたりするなど、正に異例なほど劉孝綽に對して最高級の優遇重用をするに至つたのである。

ともかく、これまで論述してきたように、劉孝綽・王筠・陸倕・到治・殷芸等が、いわば詩文の侍講として若い昭明太子に陪侍した時期は、おおむね太子加冠の天監十四年（五一五）以後、せいぜい天監末期の數年間であつたと推定される。ちなみに、その後幾何ならずして普通三年（五二二）、劉孝綽自身が撰述した『昭明太子集』序の結びには、この詩文集を編纂するまでの經緯を略記して次のごとく言う。

承華（東宮）肇めて建ちて、溢なくも時髦（時の俊秀）に齒び、居りては陪し出でては從ひ、逝に將に二紀ならんとす。彼の山に登りて徒だ峻極を仰ぐが譬く、夫の海を觀て波瀾に際莫きに同じ。但だ書記を職官とすれば、預め盛藻を聞く。（これを稱揚する）歌詠は足らざるも、敢へて編次を忘れんや。謹しみて一帙十卷と爲し、第目左の如し。

日升起松茂りて、天地と偕に長じ、壯思英詞、歲月に隨ひて増、廣がらん。其の後錄の如きは、以て賢臣を俟つ。

この文によれば、東宮開設以來すでに約二十年を経過したが、それまで劉孝綽は、當時有數の俊秀たちに伍して、「居りては陪し、出でては從ひ」つつ常に太子と行動を共にし、その間に太子が詠出した「盛藻」を一帙十卷に編次したと言う。もつて、劉孝綽・王筠等「文學の士」たちが太子に陪従していた時期を天監末期と限定した前述の私の推定に對して、これを裏付ける一證ともなし得るであろうか。

四

さて、王筠が、母憂とそれにつづく長い闘病生活からようやく脱去し、太子中庶子(十一班)として再び昭明太子のもとに復歸してきたのは、彼が母憂で退職歸郷してから五か年も経過した普通六、七年(五二五・五二六)のことであった。しかし、すでにこの頃には、かつてのあの華やいた天監の東宮文壇はすっかりその影を消して、重苦しい空氣の中で状況は一變していた。

まず第一に、當主の昭明太子にとって、この頃から中大通三年(五三二)の逝去に至るまでの數年間という歲月は、正に心身共に苦澁のどん底に沈んだ最悪の日々であった。「梁書」昭明太子傳には言う。

(普通) 七年十一月、貴嬪(生母、丁貴嬪。四八五—五二二)疾有り。太子、永福省に還り、朝夕疾に侍して、衣は帶をも解かず。薨ずるに及びて、歩みて喪に従ひて宮に還り、殯に至りて、水漿も口に入れず、哭する毎に輒ち慟絶す。高祖(武帝)、中書舍人顧協を遣して宣旨せしめて曰く、

「毀、性を滅せざるは、聖人の制なり。『禮』に、喪に勝へざるは不孝に比すと。我れの在る有り。那得ぞ自毀すること此の如き。即ち強ひて飲食を進む可し。」

太子、敕を奉じ、乃ち數合を進む。是れより葬に至るまで、日に麥粥一升を進む。高祖、又勅して曰く、

「聞く、汝は進むる所少なきに過ぎ、轉々羸瘵に就くと。我れ比ろ更く餘病無きも、正だ汝の爲に此の如し。胸中も亦た圯塞して疾を成す。故に應に強ひて饋粥を加へ、我れをして恒に爾く心に懸けしめざるべし。」

屢々勅を奉じて勸逼するも、日に止だ一溢のみにして、菜果の味をも嘗めず。體、素より壯にして、腰帶十圍なりしも、是に至つて減削すること半ばを過ぐ。朝に入る毎に、士庶の見る者、泣を下さざる莫し。

思うに、太子のこの極端な食欲不振、急激な心神體貌の憔悴衰弱は、徒事ではない。この病狀は、單に生母の看病や服喪の疲勞だけが原因ではなく、すでに當時、太子は不治の重病に犯されていたのではなかつたか。果たして太子は、生母の薨後わずか四年餘りにして、慈母の後を追うように世を去ることとなる。

また、これよりさき、王筠が東宮に復歸した普通六年前後には、正に東宮文壇の瓦解を象徴するような忌わしい事件が起こっている。それは、劉孝綽と到洽との陰濕な確執である。この確執の經緯については、『梁書』劉孝綽傳は次のように報じている。

初め(劉)孝綽、到洽と友善にして、同に東宮に遊ぶ。孝綽、自ら以へらく、「才、洽より優る」と。毎に宴坐に於て、其の文を嘖鄙す。洽、之れを銜む。

孝綽、廷尉卿と爲るに及びて、妾を攜へて官府に入り、其の母は猶ほ私宅に停む。洽、尋いで御史中丞と爲り、令史を遣して其の事を案ぜしめ、遂に之れを劾奏して云ふ、

「少妹を華省に攜へ、老母を下宅に棄つ。」

高祖(武帝)、其の惡を隱すと爲し、「妹」を改めて「姝」に爲る。(孝綽)坐して官を免ぜらる。

孝綽の諸弟、時に藩に隨ひて、皆荊・雍に在り。乃ち輿に論を書して、洽の平らかならざる者十事を供す。其の辭、皆到氏を鄙しむ。又、別本を寫して東宮に封呈す。昭明太子、命じて之れを焚

かしめ、開視せず。

この記事によれば、もともと劉孝綽の「氣に仗り才を負ひ、陵忽する所多く、意に合せざる有れば、言を極めて詆訾す」(『梁書』本傳)といった偏險傲岸な性格が禍して、ついに彼は舊知劉洽の怨恨を招き、悔しくも失脚させられることになるのであるが、この劉・劉両者の決定的な破局をもたらした時期は、劉孝綽が太子僕(十班)から員外散騎常侍(十班)・兼廷尉卿(刑務長官)に遷り、更にしばらくして正式の本官廷尉卿(十一班)に就任した以後、尋いで普通六年、到洽が御史中丞(官僚風紀監察官)となった時點に當たる。つまり、王筠が太子中庶子として數年ぶりに再び東宮にもどった普通六年には、劉孝綽は、すでに東宮を去っていたはずであり、その普通六年、ついに到洽の彈劾によつて免官の憂き目を見ることになったわけである。とにかく、この彈劾事件は、かつての和氣調々たる東宮文壇がすでに殆ど崩壊していたことを最も端的に、しかも最も露骨に呈示するものであった。

かくして、普通年間の末期、天監以來十年前後にわたつて昭明太子に陪侍し、太子の寵愛と信頼を一身に集めてきた東宮文壇の領袖、劉孝綽が一旦東宮から去つて以後、當主昭明太子自身の健康はすぐれず、また太子の周邊も、とみに凋落の影を色濃く落としていったようである。すなわち、まず普通七年(五二二)、當時太子中庶子であった陸倕は年五十七をもって他界し、ついで翌大通元年(五一七)には、當時尋陽太守であった例の到洽も年五十一をもって任地に卒し、さらにその翌々年、大通三年(五二九)には、直東宮學士省であつた殷芸も年五十九をもって世を去つた。

ところで、このように昭明太子ならびに東宮文壇が救いがたい凋落の道を一途に急いでいた折も折、さきに失脚した劉孝綽が再び太子僕

となつて東宮に返り咲いていることは、きわめて興味深い。そこで、これからの論述の都合上、一應念のために、失脚後劉孝綽がたどつた足取りについて、ごく概略ながら『梁書』劉孝綽傳に依りつつ、これを點検しておくことにしよう。

普通六年(五二五)、劉孝綽は、前述のごとく舊友劉洽の劾奏によつて心ならずも官界から追放される非運に遇つたわけだが、翌普通七年(五二六)には、新たに西中郎將・荊州刺史に任命された湘東王蕭繹(當時十九歳)が、府鎮に到着するなり直ちに郷里退居中の孝綽に慰問激勵の書翰を送つており、これに對して孝綽も鄭重な謝恩の答書を返している。一方、武帝も、孝綽の免職後、しばらく尙書僕射徐勉をして孝綽を宣旨慰撫せしめたり、朝宴のたびにいつも孝綽を招引したりしており、武帝が「籍田詩」を作つた時なども、わざわざ徐勉をして先ず孝綽の目を通させている。もつて、免官後といえども、天子と皇子とを問わず、梁王室の孝綽に寄せざる變りない眷顧を充分に窺い知ることができらるであらう。

かくて劉孝綽は、幸いにも武帝みずからの好意ある計らいによつて、意外に早く官界復歸の切望が叶えられることになる。すなわち『梁書』劉孝綽傳には言う。

高祖(武帝)「籍田詩」を爲るに及びて、又(徐)勉をして先づ孝綽に示さしむ。時に詔を奉じて(「籍田詩」を)作る者數十人。高祖、孝綽尤も工みなるを以て、即日敕有り、起こして西中郎・湘東王の諮議(九班)と爲す。

この殊遇を得た孝綽は、即刻武帝に感謝の意を啓奏したこと言うまでもない。そしてこの時、孝綽は、なぜか湘東王蕭繹に對してではなく、昭明太子の方に對して更に同様な感謝の啓文を呈上している。こ

これは恐らく、この時の孝綽復官に當たつて、太子が武帝に蔭から強くこれを懇請したことに由るものと思われる。孝綽の太子に對する啓文の結びに、「冬を款りて生ずれば、已に柯葉を凋め、空しく德澤を延くのみにして、陽春を謝する無し」とあるのは、正にそのことを有力に物語る。

その後、やがて劉孝綽は、湘東王譚議（九世）を経て再び太子僕（十世）に榮進し、「母憂もて職を去る」まで、勤め慣れた懐しい東宮において病身の太子を助けることになるのであるが、この太子僕に孝綽が復職した時期については、實のところ明確にはわからない。しかし、この太子僕に復職するまでの孝綽の曲折ある出處の經緯から推測すれば、孝綽の太子僕復職の時期は、湘東王蕭繹が荊州刺史に任命された普通七年のことではなく、恐らくその翌年の大通元年（五二七）以降にまでずれ込むであろう。

とにかく、このようにして再び太子僕に返り咲いた劉孝綽にとって、その孝綽を待ち受けていた東宮での仕事は、ほかならぬ『文選』の編纂ではなかったか。ちなみに、このころ、『文選』に採録された最後の文豪陸倕は、前述のごとく、すでに大通元年の前年、普通七年（五二六）には鬼録に入つてしまつており、従つて『文選』の編纂は當然これより以後のことに屬するわけだが、その『文選』の編纂時期は、奇しくも孝綽の太子僕復職の時期と正にぴったり合致していたことになる。

五

かくしてここに、再び本論文冒頭に述べた私の問題提起に立ち返るべき段階に至つたが、そこで私が指摘しておいたように、すでに齊梁

の際には、『文選』編纂より少なくとも二十年ほど以前に、梁の沈約の『集鈔』十卷や丘遲の『集鈔』四十卷等、幾つかの先行選集が編纂されていた。しかし、これら『文選』に先行する選集のうち、特に、宋齊の宮廷文人から重視されていたらしい宋の臨川王劉義慶編『集林』二百卷に依據し、その佳品秀作を採録した沈約『集鈔』十卷・丘遲『集鈔』四十卷は、いずれも宋齊に先立つ東晋以前の詩文を對象とした選集であつて、いまだ宋齊以後の「近世」詩文にまでは及んでいなかったように思われる。

ちなみに、宋の臨川王劉義慶には、この『集林』二百卷の編纂と性質上かなり密接な相關關係があつたように思われる編著として、かの有名な『世說』八卷がある。この『世說』という雅醇で垢抜けのした名著は、恐らく『集林』編纂の場合と同様に、當時臨川王の幕中に陪侍した天下有數の文人たち、袁淑・陸展・何長瑜・鮑照等が主としてその編述に當つたものと推察されるが、この編著は、周知のごとく後漢末期から曹魏・西晋を経て東晋末期に至るまでの貴族や知識人たちの佚事瑣語を集めた挿話集である。このように『世說』がその収録範圍を東晋時代までに限定した理由は、言うまでもなく生々しい現實の人間關係に接觸することを忌避したからに他ならない。だとすれば、同じく劉義慶一統によつて編纂された『集林』に對しても、やはり同様な配慮が加えられた可能性は充分にあると推定してよい。

もし私のかかる推定が可能であつたとすれば、昭明太子の在世當時、宮廷文人たちが重視し愛用したと思われる『集林』系の主要な選集、沈約の『集鈔』十卷・丘遲の『集鈔』四十卷等は、いずれも東晋以前の詩文を對象としたものばかりであつたことになる。これを言いかえれば、「辭采を綜緝し、文華を錯比した、眞に「翰藻」と目す

るに足る麗雅な文學作品を格段と量産した宋齊以後に關しては、當時のおおむね野放し状態のまま放置されていたのが實情であつたと言へるのではないか。

なお、この事に關聯して、多少先回りをしようだが、『文選』編纂者の視點はこれらと相異なるものであつた。というのは、なるほど『文選』は、その序文の言うところに従うかぎり、名目上は「遠くは周室より聖代（梁朝）に迄ぶまで」の名品秀作を満遍なく選りすぐつた選集といふことになるけれども、今試みに時代を東晉以前と宋齊以後とに二分して、それぞれの收載作家と採録作品の採擇率を比較對照してみた場合、いずれの側に編纂者の關心の重點が掛かつていたのか、その結果は正に一目瞭然であるからである。

すなわち、まずその收載作家の人數を比較すれば、前漢から東晉までの約六〇〇年間に一〇〇人近くが收められているが、これに對して宋齊以後は、『文選』編纂まで僅か一〇〇年前後に過ぎない短期間にもかかわらず、なんと三〇人に垂んとする作家が取り上げられており、その作家數の期間頻度は、宋齊以後が東晉以前の約二倍にも上る。また一方、採録作品の篇數を比較してみても、東晉以前の約六〇〇年間で二五〇篇前後の高率を示しており、その作品數の期間頻度は、宋齊以後が東晉以前の實に三倍前後に達しているのである。とにかく、このように單純な數字上の比率結果から見ても、『文選』編纂者の關心が、いかに多く劉宋以後一〇〇年間における新しい文壇の趨勢に注がれていたか、容易に推察することができるはずである。

これを要するに、昭明太子の在世當時、それまでに出現した沈約『集鈔』・丘遲『集鈔』等の諸選集は、その時代上の收録範圍から見

た場合、當時の梁朝文壇にとって、その渴望するところとは相當に懸隔のある、飽き足りない古典的選集ばかりであつたと判斷してよさそうである。當時、詩文の創作上、あるいは詩文の鑑賞上、昭明太子をはじめ梁朝文壇の人々が切實に冀求したものは、なによりもまず彼等に身近な宋齊以後の華麗で清新な模範的詩文であり、とりわけ當時の宮廷文壇が理想とし、歷代詩文の極致と認識していた永明文學にこそ密接につながる「辭采」「翰藻」であつたこと、今更贅言を要しないであらう。

ところで、こうした當時の梁朝文壇の風潮にいち早く反應し、『文選』の編纂に先立って、まず東宮で編纂された新時代の選集が、かの昭明太子撰『文章英華』、即ち『詩苑英華』二十卷であつたのではないか。この『詩苑英華』という五言詩の選集については、昭明太子自身の「答湘東王求『文集』及『詩苑英華』書」に次のごとく言う。

往年暇に因りて、英華を搜採す。上下數十年間、未だ詳悉するに易からず。猶ほ遺恨有り。而るに其の書は已に傳はる。未だ精覈とは爲さずと雖も、亦た粗々飄覽するに足らん。

この書翰の言うところによれば、『詩苑英華』二十卷は、「上下數十年間」に作製された五言詩の「英華」を搜採採録した選集であつたと言ふ。所謂「上下數十年間」とは、恐らくこの選集を編纂した時期から遡つて數十年間の期間を謂うのであらうが、そうした場合、この選集の採録期間は、おおむね南齊の永明年間前後から梁朝にかけての齊梁時代に相當し、これ以上とだけ大目に見積つても、せいぜい宋・齊・梁三代よりはみ出すことは決してなかつたであらう。だとすれば、この『詩苑英華』二十卷こそは、太子自身に幾何かの心残りはあるとはいへ、ともかく武帝蕭衍をはじめ當時の宮廷文人たちが追懷

し憧憬して止まなかつた永明文學を骨幹とし、しかもその永明文學の精髓であつた五言詩の「英華」を搜採した、正に「近世」詩壇の研靡麗雅な一大選集であつたわけである。

そして、この『詩苑英華』の編纂者は、たしかに前述の『顔氏家訓』文章篇から推せば、劉孝綽一人がその編纂の當事者ということになるけれども、さきにあげた昭明太子自身の書翰中から感じ取られる太子の誠實な執念を思いやる時、實際には、若い太子もまた、敬愛する孝綽と共にこの選集編纂に並々ならぬ熱意を傾注していたものと推察される。かの『梁書』昭明太子傳に、太子自身の編著として、この『文章英華』二十卷が、古今典故文言の選集『正序』十卷と相並んで鄭重に紹介されている所以であらう。

かくて當時の梁朝文壇は、昭明太子と劉孝綽の盡瘁によって、始めて宋齊以後の「近世」詩文、特に永明文學の精髓であつた五言詩の一大選集に恵まれたことになり、従來の古典的諸選集には求むべくもなかつた文學上の空白は、ここに至つて大幅に埋められた。この『詩苑英華』が、かかる文學史的意義を持つ新しい勞績である以上、この選集が當時の文人たちから大いに歡迎されて世に廣く「已に傳はり」、また弟の湘東王蕭繹が太子に對してその『文集』と共にこの『詩苑英華』を懇望したのも、蓋し當然のことであつたと言える。

今や、かくして梁朝文壇には、當時文藝界の主流をなしていた「近世」五言詩の貴重な一大選集が新しく出現した。そして一方、漢魏兩晋の「古代」詩文選集も、すでに沈約・丘遲という永明文學系の巨匠によつて見事に編纂されていた。ここに、當時の宮廷文人たちにとつて、その創作や鑑賞に必要な實用的詩文選集は、表・啓・書・論等「近世」駢文のそれを除いて、古今にわたり殆ど不自由がないほど

に、一流の選集が出揃つた観がある。

このように考えてくると、従來あまり研究者に氣付かれなかつたことが編纂される際、この編纂事業は、従來われわれが闇雲に想像していたほどに編纂者たちの多大な勞苦を必要とする大事業ではなく、實は、作品選擇にしても文體分類にしても、その躰立ては殆ど既成の諸選集によつて完了しており、編纂者は、そうした既成の諸選集の上に乗つて、適宜そこからめぼしい作品を採擇してゆけば、それで大部分は處理できたのではないだろうか。つまり『文選』は、その大部分が、元來の詩文作品群から直接採録した第一次的選集ではなく、既成の選集の中から更に然るべき作品を選擢した、いわば第二次的選集であつた可能性が極めて大きいように思われる。

一方、翻つて太子僕に復歸した劉孝綽は、その後どのような行動をとつたか。この時期における劉孝綽と『文選』との關係については、最近發表された清水凱夫の一連の卓拔な論考が、頗る注目に値する。思うに、清水凱夫がその一連の論考において、『文選』の實質的な編纂者をほぼ劉孝綽一人に絞り、且つ多くの例證をあげて『文選』の作品撰録が孝綽の個人的な好惡・愛憎等によるところの多いことを指摘論證したことは、蓋し極めて示唆に富む近來の卓見であつた。なかななく、孝綽が梁代の作家・作品を採擇する場合、例えば、

1 當時、劉孝綽と併稱された文學上のライバル何遜（四八〇？—五一八？）の詩を一篇すらも採録していないこと。

2 かつて劉孝綽を彈劾して免官に追込んだ到洽兄弟に對して、冷厳痛烈な非難を浴びせた劉峻（四六一—五二二）の「廣絶交論」を特に敢えて採擇していること。

3 劉孝綽の妹婿徐悱（一五二五）は大した詩人でもなく、その「古意、酬到長史擬『登琅邪城』詩」もさほど出色の作ではないのに、この詩を敢えて採録していること。

等の論證は、その真相を證驗して餘りある明察と言えよう。たしかに劉孝綽は、昭明太子晩年期の大通・中大通の交、東宮における『文選』編纂の立て役者であり、偏險で個性の強烈なカリスマ的實力者であった。

六

前節において私は、『文選』の大部分が、沈約の『集鈔』十卷・丘遲の『集鈔』四十卷、および昭明太子と劉孝綽自身による『詩苑英華』二十卷等、先行の諸選集の中から更に然るべき詩文作品を採録した第二次選集であるらしいことを指摘した。また私は、併せて最近の清水凱夫論文を取り上げて、劉孝綽こそが『文選』編纂に主動的役割を果たした文人であり、その作品撰録には多分に彼の個人的な好悪や愛憎等が加わっていたとする、その卓抜な論證結果に賛同した。

では、なぜ劉孝綽は、この『文選』編纂に當たって、かかる専斷を傍若無人に振るい得たのか。その理由としては、まず、當時の劉孝綽の周邊に、誰一人として彼の專擅的主張を牽制できる文學的實力者が存在していなかったことが考えられる。すなわち、前述のごとく大通・中大通の交、すでに陸倕は普通七年に卒し、あの憎みても餘りある到治も翌大通元年に尋陽で歿し、その他張率（四七五—五二七）・明山賓（四四三—五二七）といった東宮ゆかりの文人たちまでが、同じ大通元年に相前後して世を去っていた。また、かつて劉孝綽と共に東宮文壇の雙璧と稱せられた王筠にしても、當時太子中庶子の職に在ったと

はいえ、劉孝綽が、

孝綽、少きより盛名有るも、氣に仗り才を負ひ、陵忽する所多く、意に合せざるに有れば、言を極めて詆訾す。……朝に於て集會同處する毎に、公卿、問てて與に語る所無く、反つて騶卒を呼びて、道途の間事を訪ふのみ。此れに由つて多く物に忤らふ。

〔梁書〕劉孝綽傳

という極端な傲慢者であつたのに對し、一方の王筠は、

筠、狀貌寢小、長は六尺に滿たず。性弘厚にして、藝能を以て人に高ぶらず。而れども少きより才名を擅にし、劉孝綽と當世に重んぜ見る。〔梁書〕王筠傳

というように、琅邪の王氏らしい品性「弘厚」な貴族であつてみれば、恐らく王筠は、傲慢で感情的な劉孝綽を極力敬遠していたのである。その他、當時東宮に在職中であつた直東宮學士省の殷芸等、下端の東宮文人たちは、尙更のことであつたに違いない。

とはいえ、この『文選』編纂は、『梁書』昭明太子傳にもその編著として明記されているように、元來は少なくとも太子の意向によつて着手された事業であつたはずである。然るに、かの『詩苑英華』編纂の場合とは若干相異なり、ただ劉孝綽の専恣な個人的意圖ばかりが前面に目立って、太子自身がこの『文選』の編纂に介入した形跡は片影だに認められない。これは、なぜか。

ここで讀者は、あらためて昭明太子の普通末年以後における畜ならぬ病狀を想起してほしい。生母丁貴嬪の服喪以來、衰弱とみに著しい當時の太子は、二、三年後に、その僅か三十一年の短い生涯の終焉をひかえていた。思うに、生來誠實な太子は、けだるく重い病身に鞭打つて父帝に代り「萬機を省み」てはいたが、その萬機總攬の餘暇、衰

病の身をもって更に効果的に日頃愛好する詩文を閲讀賞味するため、長年敬愛する劉孝綽の太子僕復職を機とし、この劉孝綽に依囑して、従来よりも更に佳品秀作が凝聚した、いわば節本古今詩文選集を新たに編纂させようとしたのではないか。元來萬民治化に多忙なるべき皇儲の身でありながら、『文選』序に本書編纂の由來を述べて、太子自身が「余、監撫の餘閑、居りて暇日多く」と書き出しているのは、思えば頗る異様であるが、この異様な表現は、『文選』の編纂がそうした太子の病氣療養中から始まったことを暗示するかに見える。

もし私のかかる推定が當時あり得べきことであつたとした場合、劉孝綽が太子の依囑を受けて企劃した『文選』の構想が、すでに上文で論述したごとく、當時の文壇の風潮に合わせて、かなり宋齊以後の「近世」詩文を重視したものであつたことは、思えば當然の歸結であつたとも言えよう。

かくて劉孝綽は、昭明太子の病狀進行と睨み合わせつつ、とにかく『文選』の編纂を急がなければならなくなつた。こうした時期、幸いにも孝綽の手許には、前述のごとく『文選』の編纂を促進させるために極めて都合のよい、優秀な前人の選集がいろいろと具備されていた。東晉以前の「古代」詩文を對象とした選集では、沈約の『集鈔』十卷・丘遲の『集鈔』四十卷という永明文學系の巨匠による選集がそれである。また宋齊以後の「近世」詩文を對象とした選集では、かつて孝綽自身が太子と共に編纂しておいた五言詩の名作集、『詩苑英華』二十卷という願つてもない選集がそれである。

思うに、もうこれだけの先行選集が手許にあれば、『文選』編纂の主要な基礎的準備は概略完了したと言つても過言ではない。孝綽は、これらの先行選集の中から自分の氣に入つた作品を順次採録してゆけ

ば、恐らく『文選』全篇のほぼ九割以上は早くも完成したことになるはずである。そして、その後に残る一割足らずの部分は、所謂「近世」に入つて作られた四言詩という當時の傍流詩篇若干と、同じく「近世」の辭賦・駢文だけである。この手付かずの「近世」詩文の部分は、恐らく孝綽自身が作品資料を蒐集し、その採録に當つたものと推察されるが、それだけに、とりわけ各種の駢文作品の場合、孝綽の專斷的な採録選擇の介入しやうい餘地が多かつたと言へる。後世にまで物議を残す所以である。

これを要するに、『文選』三十卷は、決して當時の一流宮廷文人たちが多くの歳月をかけて始めて編纂した前古未曾有の一大選集であつたのではなく、むしろ劉孝綽が唯一人、その大部分の作品を在來の各種選集から採録した、いわば第二次的選集と性格づけることができるのではないか。つまり『文選』は、従來のすぐれた諸選集のほかに更に屋上屋を架して新たに編纂しなおされた、いわば先行選集とは別種の新編選集であつたのではなく、その大部分は、却つて、これら先行する諸選集の中から更に佳品秀作を選りすぐつた、いわば先行選集と全く同系の簡約本、ないし精選本であつたと推定される。

従つて、例えば『顔氏家訓』文章篇によれば、『詩苑英華』には何遜の詩が二篇だけでも採録されていたようであるのに、同じく劉孝綽が關係した選集でありながら、『文選』にはその何遜の詩が唯の一篇すらも採録されていないという一見奇妙な現象も、決して不可解な問題ではない。恐らくこの相違現象は、劉孝綽が先行選集の『詩苑英華』から作品を抜き出して『文選』に採録する際、自分が平素甚だ忌嫉する何遜の詩を、この機會とばかりにあつさり蹴落としてしまったことに由るのであろう。

とにかく『文選』は、もともと『詩苑英華』のように莫大な作品群の中から直接秀作佳品を選び上げた第一次の選集ではなく、そうした第一次の選集に全面的に寄り掛かって、劉孝綽が匆匆の間にそこから秀作を抽出した第二次の選集に過ぎなかった。してみれば、『梁書』昭明太子傳が、太子の編著として『正序』『詩苑英華』の兩書の特筆大書しながら、『文選』の方は軽くこれに附記する程度に止めたことや、『顔氏家訓』文章篇が、『文選』を全く無視して『詩苑英華』の方ばかりに注目していることも、上述のごとき『文選』編纂の實態から見れば、蓋し極めて當然な事象であつたと言えよう。六朝末期前後の高度な知識人たちにとっては、『文選』のような二番煎じの簡約化した選集は、特に取り上げてあげつらうほどの價值あるものではなかつたのであろう。彼等にとつて魅力的な珠玉の詩文選集は、沈約・丘遲の選集や『詩苑英華』等々、もっと他にずっしりと重いものが幾つか存在していたはずである。

そして、そのような二番煎じの安易な選集であつた『文選』三十卷が、あらためて人々から重視されるようになるのは、かかる『文選』編纂の實態が人々の脳裏から徐々に消え失せ、この書を便とする次の隋・唐時代を待たねばならなかつた。

(一九八六・六一〇稿)

注(1) 宋の劉義慶がこの『集林』を編纂したこと、『宋書』宗室(劉義慶)傳には見えず、『南史』宋宗室及諸王傳(劉義慶)に至つて、乃ち「所著、『世說』十卷、撰『集林』二百卷、並行於世」と言う。また、兩唐志は、この書を著録して、いずれも梁本と同じく「二百卷」に作る。(2) この書、『舊唐書』經籍志(下)には單に「集鈔」四十卷」と録して撰者を記さず、却つて『新唐書』藝文志(四)に至つて「丘遲『集鈔』四十卷」

『文選』編纂の實態と編纂當初の『文選』評價

と言う。なお、『隋書』經籍志において、この書名の前後に列擧された某氏撰『集林鈔』十一卷、梁の沈約撰『集鈔』十卷、某氏撰『集略』二十卷の三書は、いずれも兩唐志に見えない。

(3) この『文苑鈔』三十卷、兩唐志は、いずれもこれを著録していない。

(4) 『文選』では、その收録作家一三〇餘人中、壓倒的に謝靈運の作品を數多く採録しており、いかに『文選』が謝靈運の華麗清雅な作風を重視して編纂されたものであつたか、察するに餘りがある。なお、この事については、清水凱夫「文選編纂の目的と撰録基準」(『學林』第四號、昭和五九年七月)に詳しい言及がある。

(5) 『宋書』謝莊傳。

(6) 『南齊書』高祖十二王(武陵昭王暉)傳。

(7) 『晉書』摯虞傳に言う、「撰古文章、類聚區分、爲三十卷。名曰『流別集』。各爲之論、辭理極賞、爲世所重」と。今、この原卷數に従う。なお、この『文章流別集』の卷數は時代によって増減があり、隋志は「四十一卷」に作つて、その注に「梁、六十卷」と言い、兩唐志は共に復た「三十卷」に作る。

(8) 『舊唐書』儒學傳(下)に言う、「曹憲、揚州江都人也。…所撰『文選音義』、甚爲當時所重。初、江淮間、爲文選者、本之於憲。」また『新唐書』文藝傳(下)に言う、「李邕、字泰和、揚州江都人。父善、…居汴鄭間講授、諸生四遠至、傳其業、號文選學。」

(9) 梁の何遜「早朝詩」に言う、「詰巨鍾聲罷、隱隱禁門通。簾車響北闕、鄭履入南宮。宿霧開馳道、初日照相通。風骨徒紛驟、騶御或西東。」(『藝文類聚』卷三九引)。なお、この詩に所謂「簾車」「北闕」の典故については、『列女傳』卷三(仁智)の「衛靈夫人」の條を見よ。「簾」は、春秋衛の賢大夫、蘧伯玉。

(10) 清水凱夫「『文選』撰考——昭明太子と劉孝綽——」(『學林』第三號、昭和五九年一月)六〇—六一頁。なお、『隋書』經籍志は、この「古

今詩苑英華』十九卷のほか、詩英』九卷（謝靈運集）の注で、『梁書』昭明太子傳所載の書と同名の『文章英華』三十卷をあげ、『梁昭明太子傳』亡」と言う。この亡佚本『文章英華』三十卷については、清の姚振宗『隋書經籍志考證』卷四十（集部三、總集類）に、

案『正序』十卷、本志不見。『文章英華』即『詩苑英華』、別見於後。此似合『正序』（十卷）・『詩苑』（二十卷）爲一編者。

と言う。果たして姚氏の推定が妥當か否か、若干疑問がないわけではないが、今これに對する反證も簡單には思いつかないので、しばらく姚氏のこの推定に従う。

(11) 劉孝綽が昭明太子の特命を受けて太子の『文集』を編纂し、且つその序文まで撰じたことについては、『梁書』劉孝綽傳に、「太子文章繁賈、羣才咸欲撰錄、太子獨使孝綽集而序之」と見える。この文、『南史』本傳もほぼ同じ。

(12) この一句、前漢の揚雄の「答劉歆書」に所謂「張伯松曰、是懸諸日月、不刊之書也」（『古文苑』卷十引）を踏まえる。

(13) この文、すでに前掲清水凱夫「文選撰者考」（六四頁）に引く。

(14) 斯波六郎「昭明太子」に言う、「文選にその作品を採録せられてをる梁人の内最後に死んだのは陸倕であつて、それは普通七年太子廿六歳の時のことであるから、劉孝綽等をして文選を成させたのは普通七年以後と見なければなるまい。」（昭和二三年、東京弘文堂書房刊『中華六十名家言行錄』六一―六三頁）

(15) この「殷芸」は、あるいは同族の「殷鈞」（四八二―五三三）ではなかつたかとも疑われる。なぜならば、殷鈞は、『梁書』列傳において陸倕、到洽、明山賓、陸襄という昭明太子恩顧の文人たちと同卷に收められ、且つ彼も甚だ太子と深い關係のある侍臣であつたからであり、また『梁書』王筠傳（後出）に見える「殷芸」が『南史』では「殷鈞」に作つてゐるからである。「芸」（文韻）と「鈞」（諄韻）とは、いずれも

上平であつて韻も近く、誤寫されやすい。しかし一方、『梁書』劉孝綽傳（後出）に見える「殷芸」は『南史』も同じなので、今『梁書』劉孝綽傳・王筠傳が共に作ることに従う。

(16) 「市駿」は、熱心に賢者を求むることの比喩。『戰國策』燕策一に見える有名な郭隗先生の語、「死馬且買之五百金。況生馬乎。天下必以王爲能市馬。馬今至矣」を踏まえる。

(17) 「呂氏春秋」恃君覽、知分篇に言う。

禹、南省方、濟乎江、黃龍負舟。舟中之人、五色無主。禹仰視天而歎曰、「吾受命於天、竭力以養人。生、性也。死、命也。余何憂於龍焉。」（高誘注「憂、懼也。」）龍伏耳低尾而逝。

(18) この二句、晋の郭璞の「遊仙詩」（其三）に見える。『文選』卷二（「浮丘」）「洪崖」は、いずれも上古の仙人。

(19) 寶誌大師の入寂した年については、陳垣『釋氏疑年錄』（一九六四年、北京中華書局刊）卷一（二五頁）によれば、この天監十三年のほか、後世の書には梁の中大同元年（五四六）とするものもあると言う。しかし、これは恐らく誤りであろう。なぜならば、『梁書』王筠傳は、この碑文の撰時を普通元年（五二〇）以前の事として記録しているからであり、また慧皎『高僧傳』釋保誌傳にも、武帝が陸倕・王筠に敕して、それぞれに大師の「銘」「碑文」を作らせた事實を記し、その陸倕は、すでに普通七年（五二六）に卒しているからである。今、王筠と同時代の慧皎の所説に従う。

(20) 『昭明太子集』の卷數については、『梁書』昭明太子傳・『隋書』經籍志等、後世史家の記載は、すべて「二十卷」に作る。これは、昭明太子の歿後、その弟の簡文帝蕭綱が、劉孝綽の初編十卷に、爾後約十年間の太子作品を増補したためである。

(21) 『梁書』劉孝綽傳による。

(22) 『梁書』到洽傳による。

(23) 武帝の『籍田詩』は、『藝文類聚』卷三九・『初學記』卷一四・『詩紀』卷六五等に引く。(一九八三年、北京中華書局刊、遼欽立輯校『先秦漢魏晉南北朝詩』中冊一五二九—一五三〇頁)

(24) 『楚辭』九懷(株昭)に言う、「歎冬而生兮、彫彼葉柯。」

(25) この『世説』の卷数は、『隋書』經籍志(子部、小説類)の記載に據る。現行の『世説新語』の卷数ではない。

(26) この事に關して、駱鴻凱『文選學』(一九三七年、中華書局刊)義例第二に、

按登選之文、雖甄錄『楚辭』與子夏『詩序』、上起成周、其實僞。詳近代。由近代視兩漢略曰、先秦又略之略曰……豈非以近代爲主乎。不然、自啓以下、古人詎無此體者。是知昭明選文、詳近略遠、又其所懸之準的也。(三四—三五頁)

と言ふ。まことに的確な指摘と思ふ。

(27) 『文選』編纂と永明文學との關係については、清水凱夫「文選編纂の目的と撰錄基準」(前掲)をも参照。

(28) 清水凱夫「文選編纂の周邊」(『立命館文學』第三七七・三七八合併號)・「文選中の梁代作品撰錄について」(『學林』第一號)、および注

(4)・注(10)にあげた諸論文。

(29) 「多暇日」という表現は、『荀子』修身篇の「其爲人也、多暇日者、其出人不遠矣」以來、すべて怠惰の意味に用いられ、晋の張華「勵志」詩に見える「雖有淑姿、放心縱逸、田般于遊、居多暇日、如彼梓材、弗勳丹漆」(『文選』卷十九所收)の場合も、やはり全く同様である。

〔附記〕 本論文は、昭和五九・六〇年度文部省科學研究費補助金一般研究B「文選學史の研究」(代表者、岡村繁)による研究成果の一部である。